

産業競争力強化のための
知的財産戦略

平成14年3月20日
経 済 産 業 省

目 次

1 . 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積	2
2 . 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備	6
(1) 迅速・的確な審査体制の整備と知的財産訴訟の迅速化	6
(2) 知的財産重視型の経営の追求	10
3 . 海外における知的財産の保護強化	15
(1) グローバルな知的財産制度強化	15
(2) アジアにおける模倣品対策の強化	18

**産業競争力強化のためには、
知的財産に関する総合戦略が不可欠**



1 . 国の研究開発投資に対応した世界トップレベルの
知的財産の創出・蓄積

2 . 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

3 . 海外における知的財産の保護強化

1. 国の研究開発投資に対応した 世界トップレベルの知的財産の創出・蓄積

大学の権利取得支援

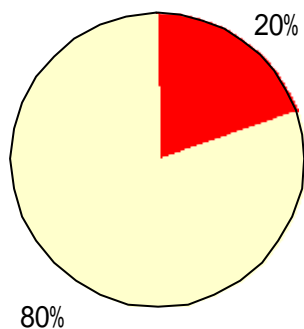
機関管理化による民間企業への技術移転の円滑化

バイ・ドール制度の活用の促進

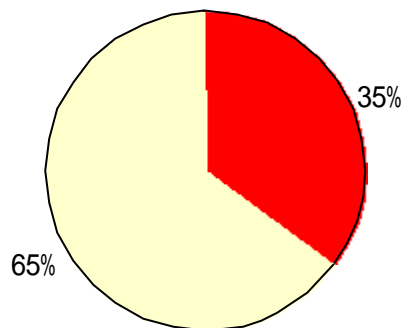
大学の権利取得支援

大学には、我が国における研究費の20%、研究者数の35%もの資源が存在する一方で、特許権の取得は米国に比べて、ほとんど行われていない。バイオ分野でみた場合、米国では、半数以上が大学等からの出願であるが、日本では、わずか13%にとどまっている。今後、我が国大学における特許権等の権利取得への支援強化（弁理士費用の内数化等）が課題。

大学の占める研究費



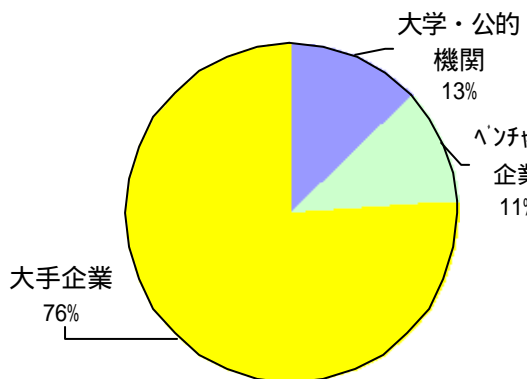
大学の占める研究者数



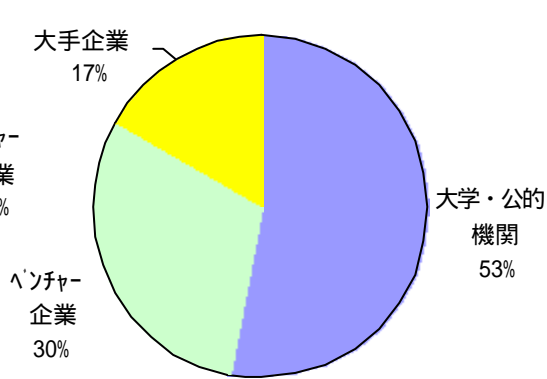
出典：総務庁「科学技術研究調査報告」（平成12年）

バイオ分野における特許出願状況

<日本人による日本への出願>

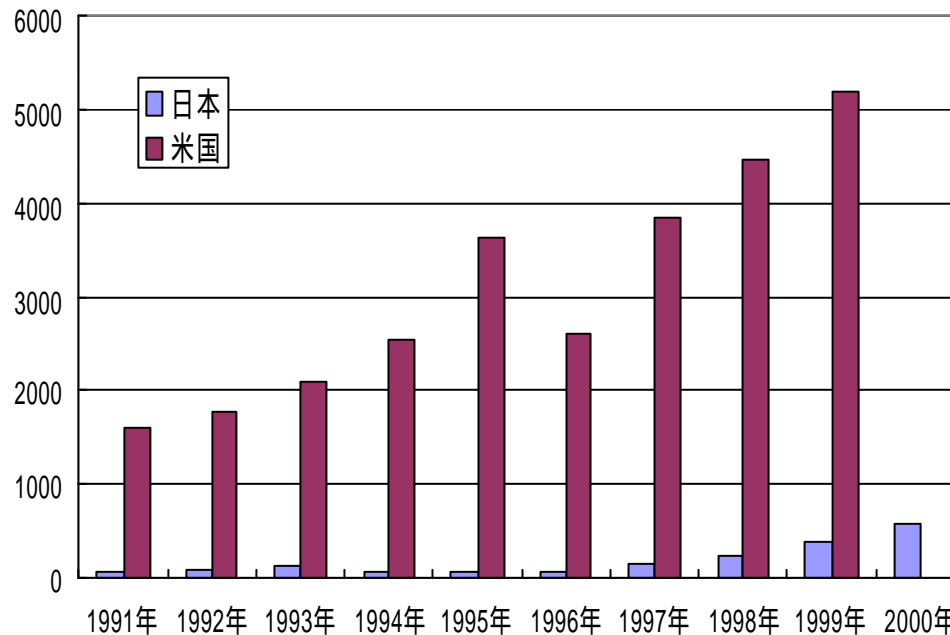


<米国人による米国への出願>



(資料) 特許庁「特許出願技術動向調査分析報告書 - バイオテクノロジー基幹技術」

日米の大学の特許出願件数



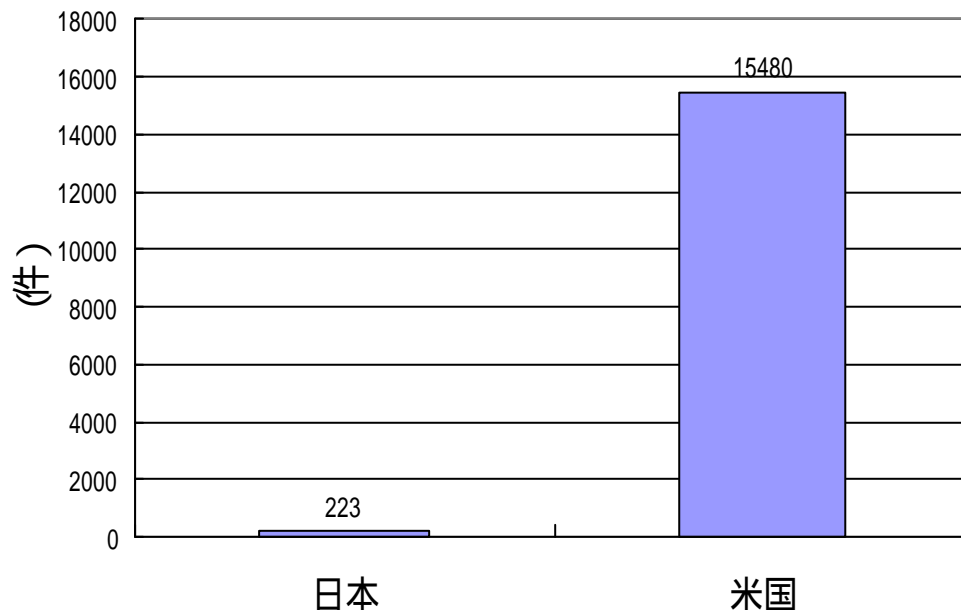
(出典 米国の大学 AUTM年報、日本の大学 特許庁調べ)

備考：年間特許出願件数・・・ 約43.7万件(日本 2000年)
約29.6万件(米国 2000年)

機関管理化による民間企業への技術移転の円滑化

現状においては、国立大学における発明から生ずる特許権は、国又は個人に帰属しており、民間企業への戦略的な技術移転は困難。技術移転を円滑化するためには、特許権を大学・TLOが承継した上で、一元的に管理する等の体制の構築が課題。

TLOを通じた大学のライセンス件数の日米比較

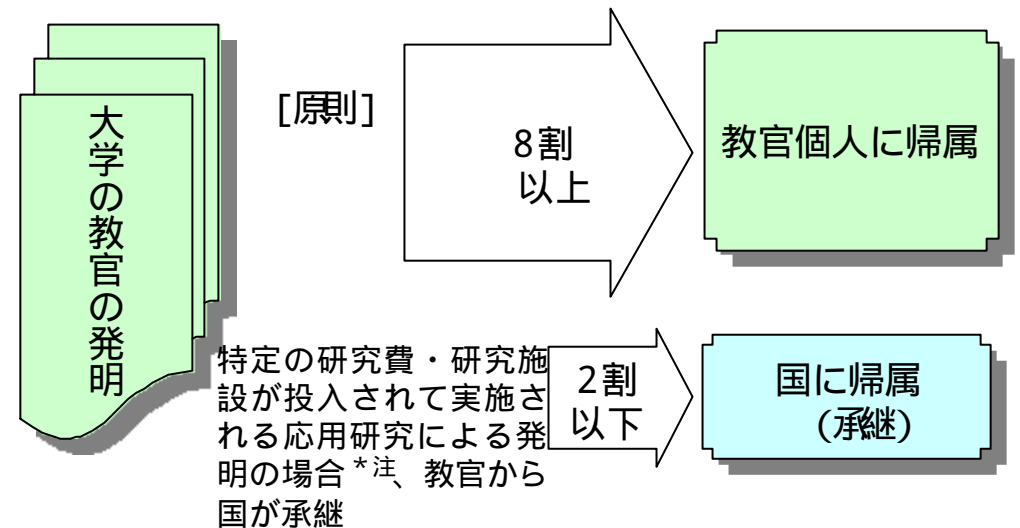


出典：

日本：平成13年9月末までの累計（経済産業省調べ）

米国：1994～1999年までの累積（AUTM Licensing Survey）

【国立大学教官の発明の取扱いについて】



*注 ナショナル・プロジェクト等のように応用開発を目的とした研究にかかる発明や核融合設備・加速器等の特定の大型研究設備を用いて行われた応用開発により得られた発明

バイ・ドール制度の活用の促進

平成11年に創設された「日本版バイ・ドール制度*」は、政府の研究開発全般を対象としているにも関わらず、適用している省庁は未だ限定的であり、適用省庁の拡大が必要。

* 政府の委託研究により開発された研究成果を開発者に帰属させることにより、研究開発及びその成果の普及を促進する制度

1. 米国におけるバイ・ドール制度

成立

1980年特許法改正により成立。

対象

原則、政府資金による研究開発全般に適用。

実績

大学の特許取得が急激に増加、産学連携が促進。

その他

米国内での独占的な販売ライセンスを海外で生産する第三者に付与することについては、各省の審査が必要。

2. 日本版バイ・ドール制度

成立

1999年産業活力再生特別措置法により成立

対象

法律は、研究開発全般が対象。ただし、適用している省庁は未だ限定的であり、拡大が必要。このため、今後とも各省庁に適用するよう働きかけを行う。

(注) 現在までに運用が開始されているのは、経済産業省の全制度、総務省(通信放送機構関連)、文部科学省(科学技術振興調整費等)、環境省及び警察庁の一部等。

実績(経済産業省分)

累積契約額(11年度,12年度) 4,900億円

その他

我が国の産業競争力の維持の観点から、制度をどのようにすべきかとの議論があり、今後国益の観点から米国並みの制度を導入する。

2. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

(1) 迅速・的確な審査体制の整備と知的財産訴訟の迅速化

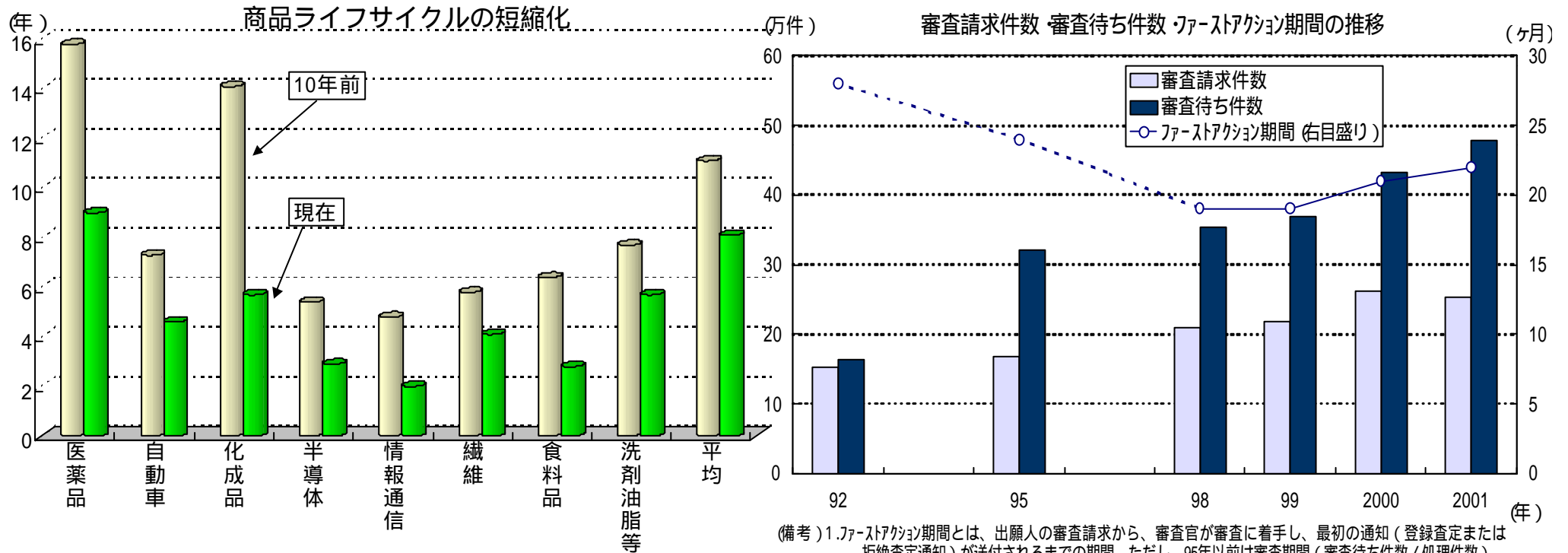
技術開発の進展に対応した迅速・的確な特許審査体制の整備

知的財産訴訟のスピードアップのための法曹人材の充実
～ 知的財産弁護士、弁理士の大幅増 ～

裁判所の知的財産部門の強化
～ 事実上の「知的財産裁判所」の創設 ～

技術開発の進展に対応した迅速・的確な特許審査体制の整備

商品ライフサイクルの短縮化に伴い早期の権利取得へのニーズが増大。特許審査期間は短縮化の傾向をたどってきたが、近時、審査請求件数が大幅に増加。審査の質を確保しつつ、迅速な特許審査体制を整備することが課題。



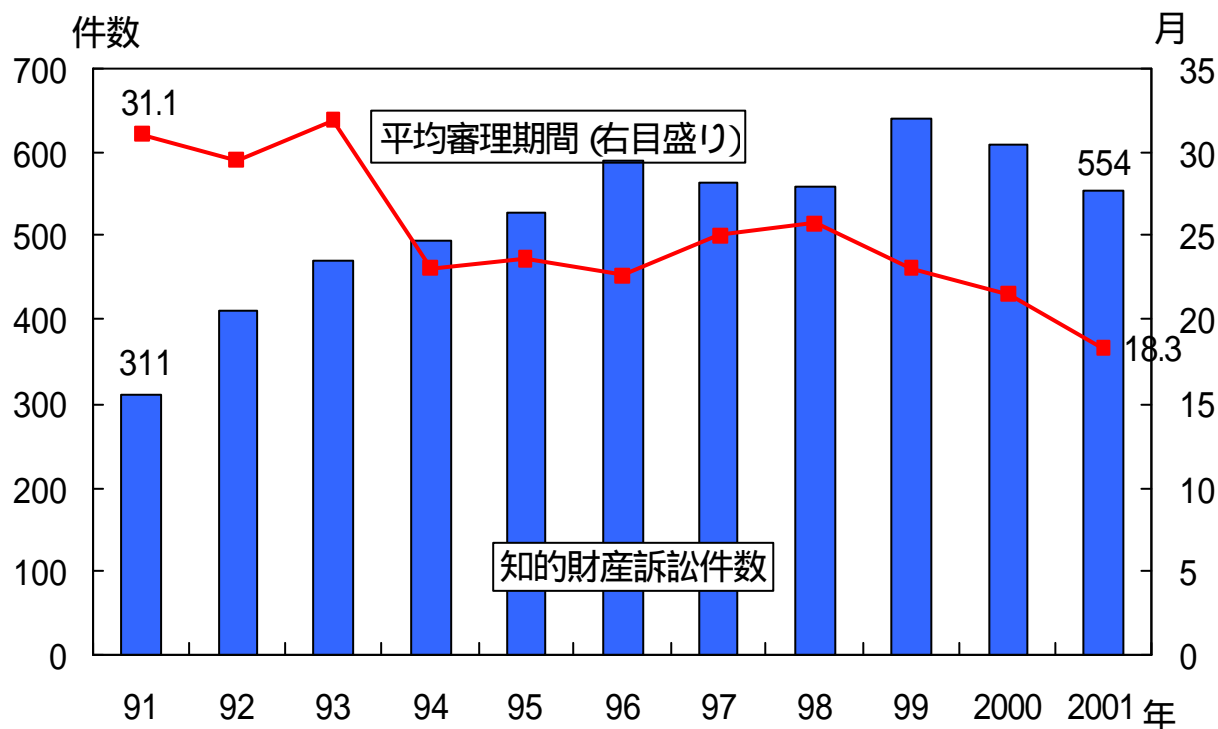
(備考) 1.ファーストアクション期間とは、出願人の審査請求から、審査官が審査に着手し、最初の通知（登録査定または拒絶査定通知）が送付されるまでの期間。ただし、95年以前は審査期間（審査待ち件数/処理件数）。
2. 2001年については、暫定値。

(資料) 経団連「産業技術力強化のための実態調査報告書」(1998年)

知的財産訴訟のスピードアップのための法曹人材の充実 ～ 知的財産弁護士、弁理士の大幅増 ～

知的財産権に係る訴訟は過去10年間で約2倍に増加。紛争処理関係者の増員を通じて、特許法務サービスの拡充を図っていくことが課題。

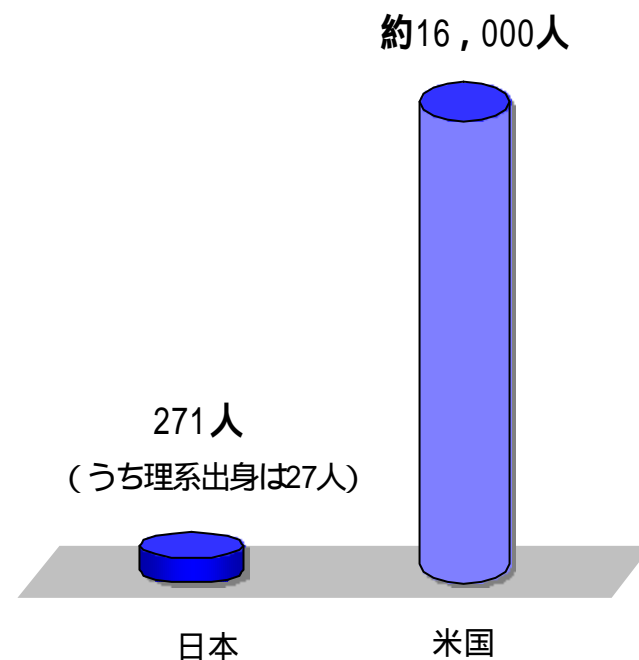
知的財産訴訟件数と平均審理期間の推移



資料：最高裁判所行政局調べ

備考：1. 知財訴訟件数については、地裁における知財関係民事事件の新受件数。
2. 平均審理期間は、知的財産関係民事通常訴訟（第一審）の平均審理期間。

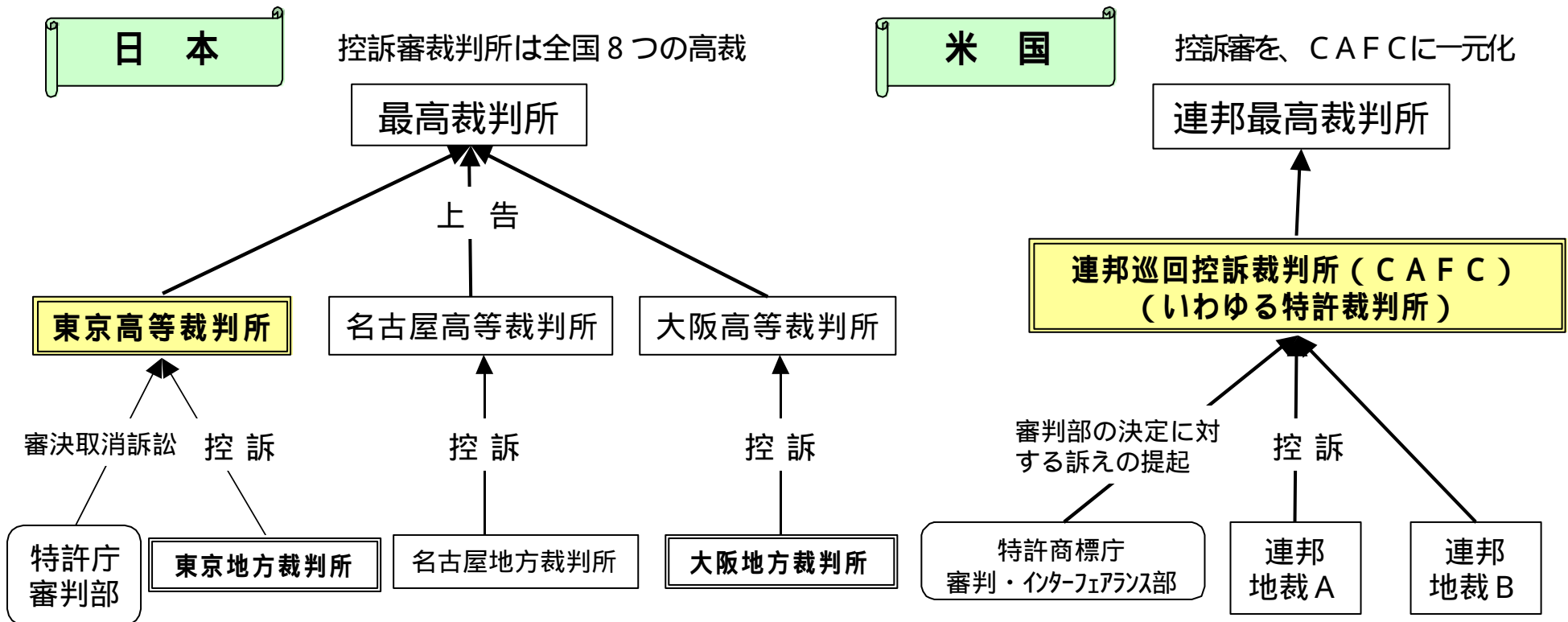
知的財産専門弁護士数



(資料) 特許庁調べ

裁判所の知的財産関連訴訟への対応強化 ～ 事実上の「知的財産裁判所」の創設 ～

米国では、1982年に連邦巡回控訴裁判所（いわゆる特許裁判所）を設置することにより、特許権侵害訴訟の控訴審を一元化し、控訴審レベルでの判断を統一。一方、我が国では、司法制度改革の一環として知的財産権侵害訴訟の東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化を検討中。しかし、控訴審の在り方については、今後の検討課題とされているところ。産業界においては、知的財産権侵害訴訟の控訴審を東京高等裁判所に一元化することによる判決の一貫性及び予見性確保への期待は大きい。



2. 知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備

(2) 知的財産重視型の経営の追求

企業の知的財産戦略の促進

営業秘密の保護強化

職務発明規定に関する合意の形成

知的財産流通市場の整備

企業の知的財産戦略の促進

企業は知的財産重視の戦略的経営の実践のため、社内の 知的財産の戦略的な取得・管理、営業秘密の管理、 技術輸出の管理、のための「知的財産戦略プログラム(仮称)」を策定すべき。その指針として、政府により「知的財産企業戦略ガイドライン(仮称)」の提示が課題。

また、企業は、自らの知的財産関連活動が市場に適切に評価され、収益性や企業価値を高めることができるよう、積極的に知的財産に関連する情報開示を進めるべき。

我が国企業の知的財産管理の実態

- ア) 知的財産の取得・管理での戦略性の欠如
- 他社の特許を迂回するような戦略的技術開発、企業収益・価値を最大化する特許ポートフォリオ等の対応は、我が国企業では少数。
- イ) 営業秘密の不十分な管理
- 企業の約20%は、営業秘密の漏えいが原因のトラブルを経験。
- ウ) 海外への「意図せざる」技術流出
- ノウハウの塊である設計図等を無断流用され、全く同様の部品が中国メーカーから流通(部品メーカー)。
 - アジア企業取引先に製品開発協議の過程で製造方法を見せたところ、その技術の特許出願された(半導体装置メーカー)。

我が国企業の情報開示の実態

主要製造業100社のうち、有価証券報告書以外の投資家向け資料において、

- ・ 特許料収入、特許価値の試算等、知的財産の金額的情報を記載している企業：5社
- ・ 特許出願件数、特許保有件数等、知的財産の数量的情報を開示している企業：7社
- ・ 研究開発に関連する以下の情報を複数項目開示している企業：4社

研究開発分野、 研究開発テーマ、 研究開発の狙い、 研究開発体制、 研究開発の進捗状況

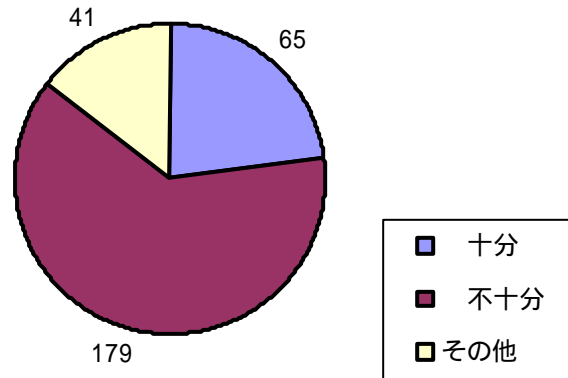
営業秘密の保護強化

昨今、企業の営業秘密が競争他者に流出するケースが増加し、企業の競争力を損なう懸念が生じている。アンケート調査結果によれば、民事、刑事両面からの営業秘密の保護強化が課題。

営業秘密に関する現行不正競争防止法による民事救済は、十分であるといえるか。

十分である。(23%)

不十分である。(63%)



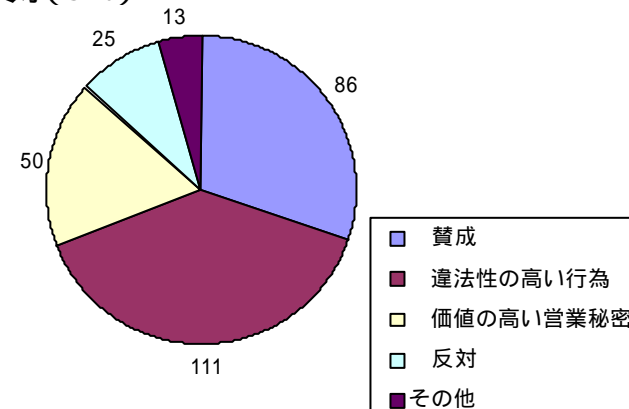
営業秘密の不正な取得、利用行為を刑事罰をもって規制すべきであるという考え方があるが、かかる考え方に賛成か、反対か。

賛成(30%)

違法性の高い行為については刑事罰の対象とすることには賛成(39%)

一定の価値の高い営業秘密のみを刑事罰による保護対象とすることには賛成(18%)

反対(9%)



(資料) 日本知的財産協会所属企業に対する経済産業省アンケート調査(平成13年11月)(有効回答企業数285社)

職務発明規定に関する合意の形成

近時の雇用慣行の変化等を背景に、発明に対する報償等を巡り、企業と従業者との間の紛争が発生。我が国の産業競争力の強化を図るため、企業経営の安定性及び発明者のインセンティブの確保の観点から、「望ましい職務発明制度の在り方」について更に検討を深めることが課題。

職務発明に関する訴訟例

提訴時期	対象技術	被告	提訴額	判決内容	判決日
1991年	ガラス魔法瓶製造技術	象印マホービン	約1億5千万円	640万円	1994年4月
1991年	釣り糸	ゴーゼン	約1635万円	166万円	1994年5月
1995年	CD読み取り技術	オリンパス光学工業	約10億円	250万円 (最高裁で係争中)	2001年5月
1998年	CD読み取り技術	日立製作所	約7億円		
2001年	青色レーザー基本特許	日亜化学工業	約20億円		

オリンパス光学工業職務発明事件東京高裁判旨

企業は勤務規則などの一方向的な意思表示により（従業者の意思を要せず）職務発明に係る特許権等の承継を受けることができるが、その場合には相当な対価を支払わなければならない。

この相当な対価については、企業が一方的に決定することはできず、仮に支払った対価が「相当の対価」の額に満たない場合は、従業者等は、さらに不足額を請求することができる。

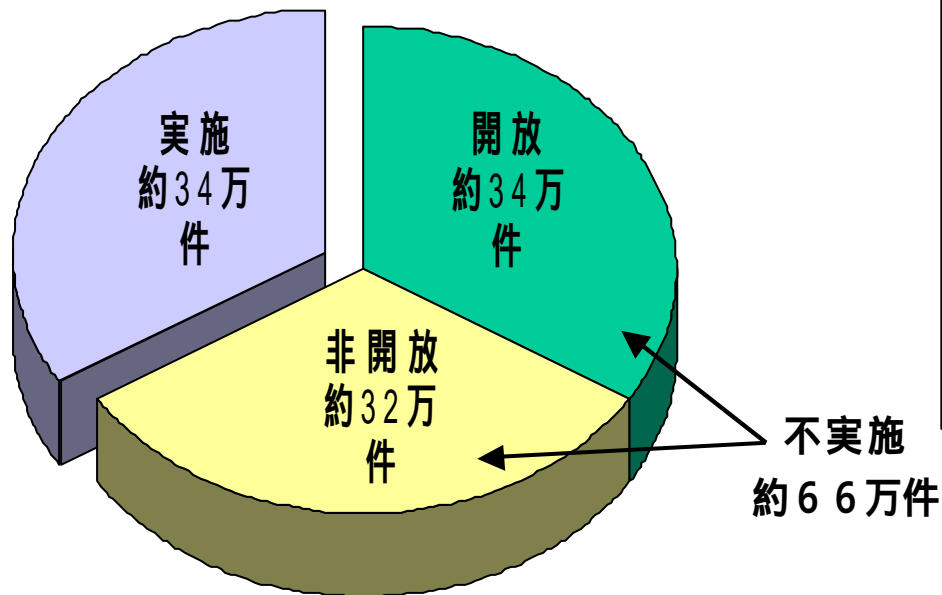
（資料）日本経済新聞2001年8月23日、その他報道より特許庁作成

知的財産流通市場の整備

我が国においては、100万件を超える特許権が存在。そのうちの2/3は、未利用の特許。全体からみて、約1/3の約34万件については、他者への開放の意思のある特許であり、未利用特許の有効活用のための特許流通促進事業の拡充が課題。

また、米国では、知的財産権を活用した多様な資金調達が行われており、我が国でも新たな資金調達方法の仕組みについて、制度的問題点を含め、検討することが課題。

現存特許約100万件



1999年度特許庁調査結果より

米国では、知的財産権を活用した資金調達が活発
～「ボウイ債」の事例～

- ・1997年1月、投資銀行のファーストネックは、ロック・ミュージシャンのデビッド・ボウイの保有する楽曲のロイヤリティ収益を背景とする債券を発行。
- ・ボウイは、当該債券の売却により、5,500万ドルを調達。

3. 海外における知的財産権の保護強化

(1) グローバルな知的財産制度強化

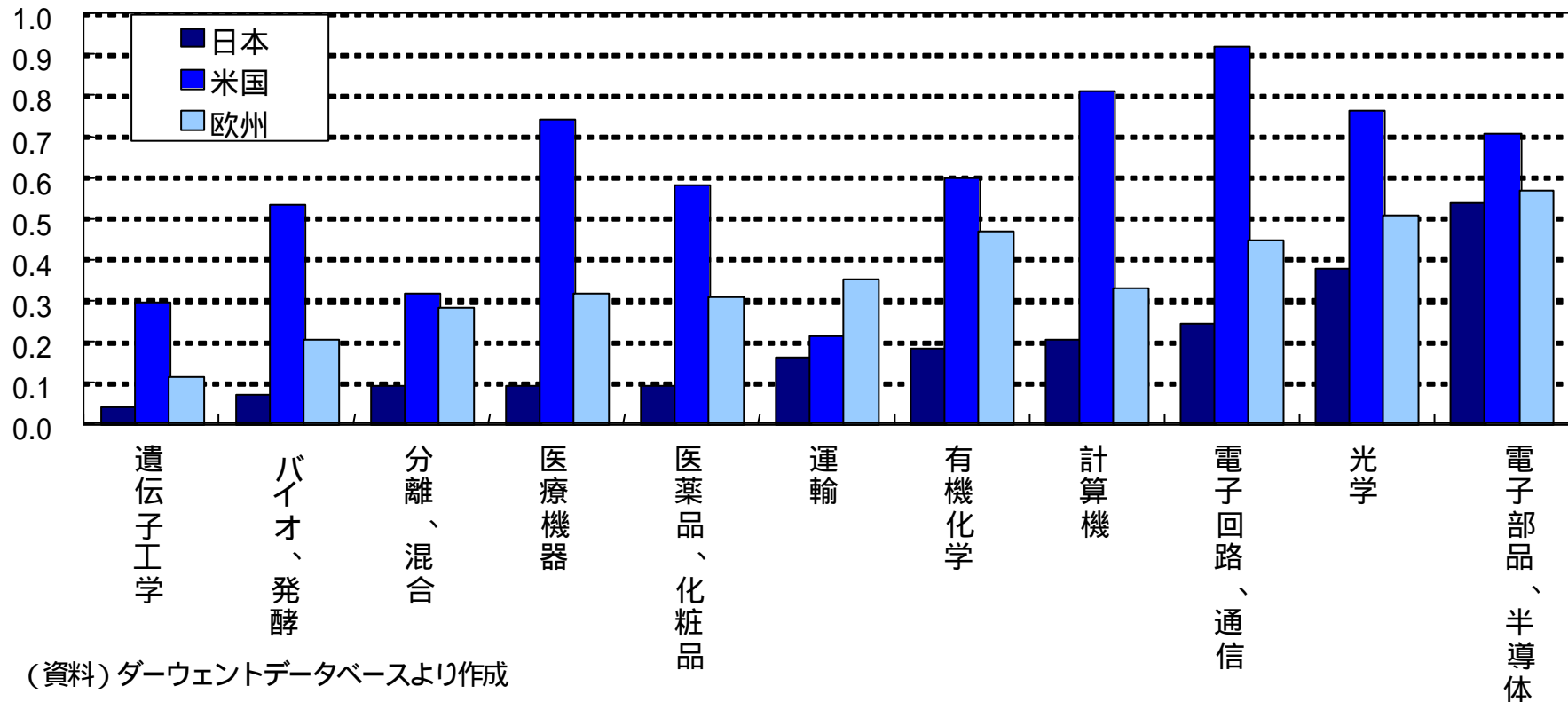
国外特許取得の大幅増

各国特許制度のハーモナイズ推進と国際出願費用の低減

国外特許取得の大幅増

経済活動のグローバル化や、世界的な知的財産権保護制度の強化に伴い、企業が多く の国において権利取得する必要が増大しているものの、同一内容の発明について日米欧それぞれに特許出願した出願（三極共通出願）の件数は、ほぼ全ての技術分野において、日本は欧米を下回っている。日本の知的財産の有効活用を図るためには、戦略的にグローバルな出願を支援し、国外特許の取得を大幅に伸ばすことが課題。

(万件) 三極共通出願(1997～98年)の分野別内訳

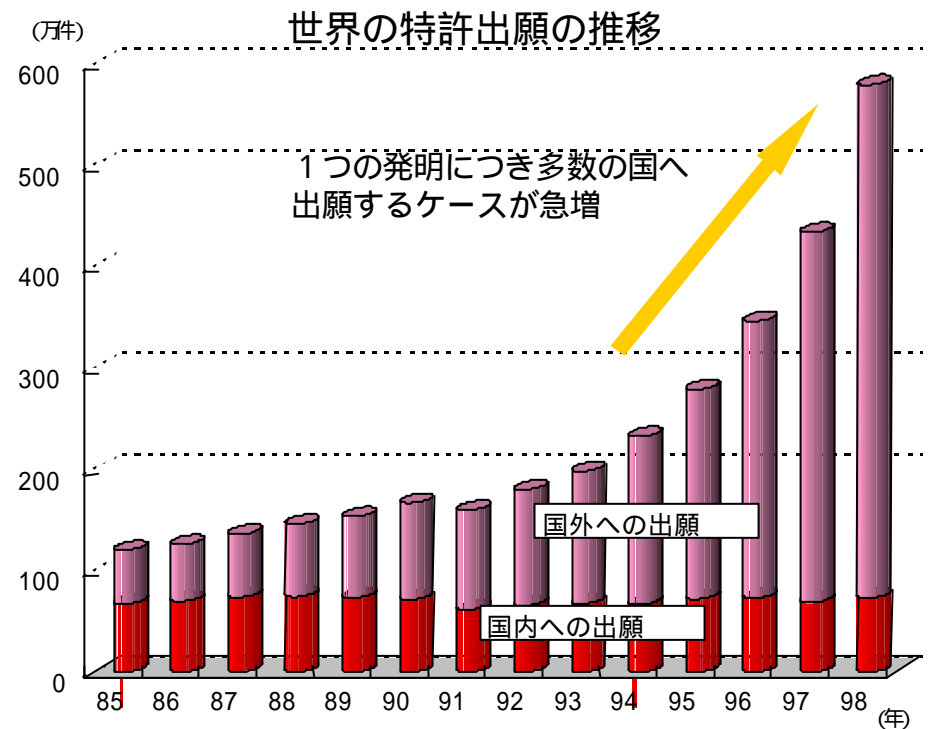
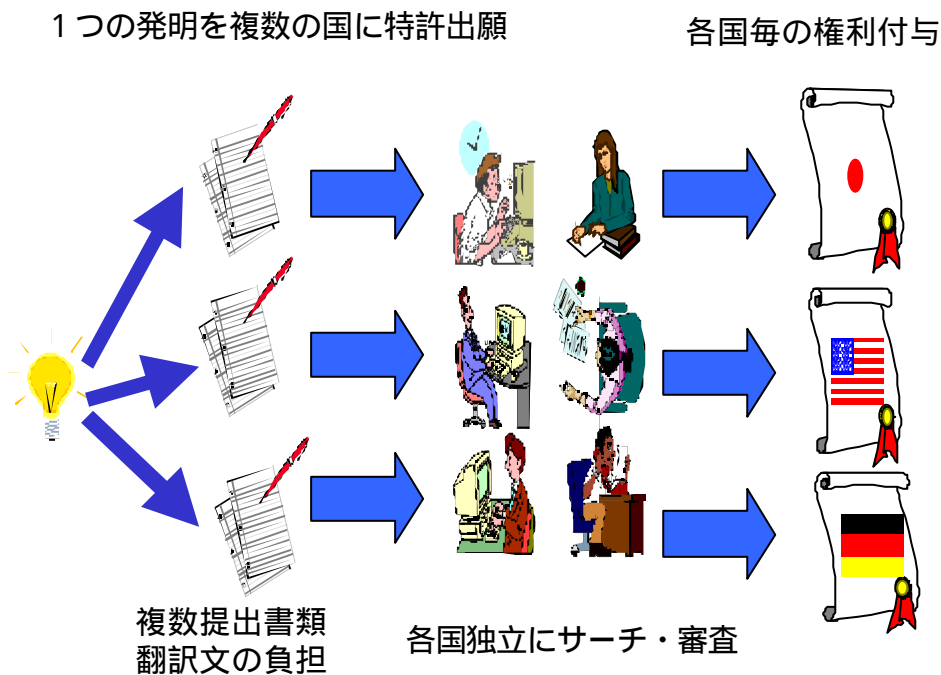


(資料) ダウエントデータベースより作成

(備考) 三極いずれかにおいて、出願件数が3000件を超える分野を抜粋。

各国特許制度の調和の推進と国際出願費用の低減

世界市場で特許による保護を確保するためには、世界各国で出願し、審査を経なければならぬ。世界的に審査結果の予見性を高めるためには、制度とともに審査における基準・運用の国際的調和を図ることが課題。また、近年、国際的な出願数が急増しており、審査の迅速化と権利取得費用の低減が課題。



(資料) WIPO統計
 (備考) PCT出願については、指定国数でカウント。

3. 海外における知的財産権の保護強化

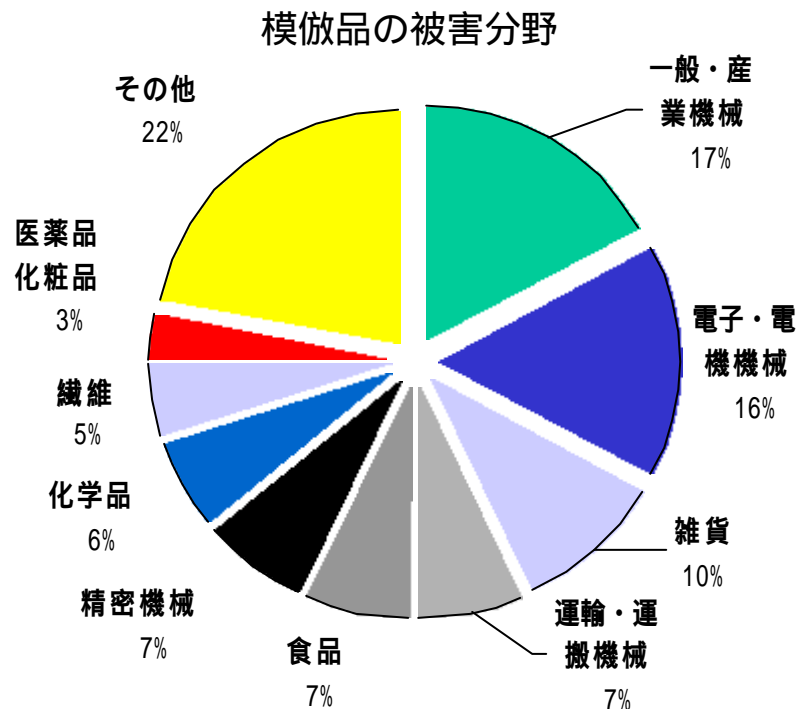
(2) アジアにおける模倣品対策の強化

二国間・多国間（WTO・APEC等）での強力な働きかけ及び人材育成協力

業種横断的組織「知的財産保護フォーラム（仮称）」の創設

二国間・多国間（WTO・APEC等）での強力な働きかけ 及び人材育成協力

アジアを中心とする模倣品等の氾濫が、我が国企業に深刻な被害を及ぼしており、その被害分野も多岐にわたる。侵害国・地域政府に対しては、二国間・多国間（WTO・APEC等）交渉の場を利用して、本問題に対する取組みの強化を要請するとともに、水際対策の強化を図ることが課題。他方、侵害国の知的財産権制度をより充実させるため、人材育成等の協力を一層拡充することが課題。



(資料)平成12年度模倣実態調査(特許庁)

‘96～’01年途上国からの研修受け入れ状況

合計： 1,447人(43ヶ国・地域)

うち 政府職員：548人

このうち執行(模倣品対策特化)コース：64人
(‘98年に新設)

業種横断的組織「知的財産保護フォーラム（仮称）」の創設

模倣品等の問題に対し、官民一体となった具体的なアクションが必要。欧米においては、既に幾つかの団体が発足し、各種成果をあげている。我が国においても、業種横断的組織「知的財産保護フォーラム（仮称）」（1．情報提供・収集拠点機能、2．海外民間団体等との窓口機能、3．意見を集約し国内外政府に対し提言を実施する機能、4．個別問題が生じた場合の相談・対応機能）の創設が課題。

< 欧米における反模倣品団体 >

International Anti-Counterfeiting Coalition (IACC) 【米国】

1978年設立、180以上の企業と、他の団体が会員

模倣対策グループ (The Anti-Counterfeiting Group) 【イギリス】

1980年設立、150以上の企業、団体が会員

ユニオン・デ・ファブリカン 【フランス】

1872年設立、700以上の企業と60以上の団体が会員

不正商品撲滅協会 (VBP) 【ドイツ】

1995年設立、30以上の企業が会員

模倣品対策協会 (INDICAM) 【イタリア】

1987年設立、70以上の企業、他の団体が会員